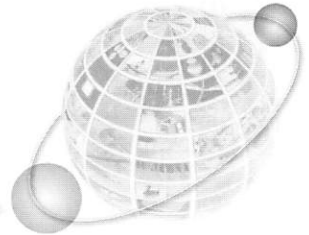


# 保護条例の後退

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



## 実

にあっけなく歴史が塗り替えられることがある。デジタル改革関連法による個人情報保護条例の後退だ。神奈川県が都道府県で初めての条例を制定したのは90年3月だった。これと前後して全国の市区町村が創意工夫をこらし、競い合い、制度の質を高めていった。30年を越える条例の歴史は、「2000個問題」という俗耳に入りやすい言葉によって消え去ろうとしている。本来ならば自治体の職員や議員を交えた熟議を尽くすべきだった。しかし、そうした熟さを欠いたまま、事は淡々と進んでいった。

## 何が後退したのか



デジタル改革関連法によって個人情報保護条例の何が後退したのか。同法50条は「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部を次のように改正する。」と規定し、「次」を羅列するだけだ。国会での法案審議の段階では、改正の全体像が見えなかった。

最近ようやく個人情報保護委員会（HP）に、同条関係の法律として掲載された（21年7月1日）。ただ、これを保護条例と照らし合わせないと、改正法により保護条例のどこが、どのように後退するのかわからなく見えない状態であった。

そこで当法人の三木由希子理事長が、HPに「特集…デジタル改革関

連法案」というページを設けた（21年4月）。改正法の影響を受ける自治体の職員や議員はもちろん、法案審議にあたる国会議員やそれを報じるメディア関係者の理解を進めるためである。

特集記事は全18回にわたる力作だ。その内容を詳しく伝える余裕はないので、ごく一部しか伝えられないのが残念だ。関心のある方は、当法人HPのトップ（\*）にバナーがあるので、ぜひお読みいただきたい。

保護条例の後退として三木理事長が指摘するのが、「二つの原則」がなくなることだ。一つは「センシティブ情報（要配慮情報）収集禁止」の原則、もう一つが「本人からの直接収集」の原則だ。

ちなみに都道府県初の神奈川県は、「二つの原則」を盛り込んだ条

例を制定している。

前者については、同条例6条で「取り扱ってはならない」と規定する。また、後者については、同条例8条4項で「本人から収集しなければならぬ」と明示している。いずれも絶対的禁止ではなく、例外事項も定めてはいるが、現段階では「二つの原則」は存在している。

ちなみに、三木理事長によれば、都道府県の条例では前者については93・6%（44団体）が、後者については95・7%（45団体）が保護条例で明示しているという。一方、改正法には同種の規定がなく、保護条例の一本化（改正法への実質的併合）が進めば、これらの規定がなくなる。これが保護条例の後退の一例である。

## 奇異な「二重基準」



改正法がめざす一本化は国と自治体だけではなく、国、自治体等の行政機関と民間機関との制度の併合を意味するはずだ。しかし、改正法の構成を見ればすぐにわかるが、民間機関については併合（Merge）ではなく統合（Integration）とすべき「一本化」である。

後者であることを象徴するのが、「要配慮個人情報」の扱いだ。改正法は個人情報取扱事業者の義務として「適正な取得」をあげ、20条2項で「あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない」と定めている。

一方、行政機関には同様の規定はない。個人情報取得については、同じ表題「適正な取得」として64条で「偽りその他不正な手段により個人情報取得してはならない」と定めるだけである。

これは、行政機関における個人情報保護を定めた旧法と同じではある。しかし、改正法に「一本化」することによって、民に厳しく官に甘い「二重基準」の存在やご都合主義が鮮明になった感がある。

そもそも今回の個人情報保護法の改正は、官民の垣根を越えた個人情報の利活用を促進することが狙いだ。それに対する市民の不安や反発も予想されることから、取り扱いに注意が必要な「要配慮個人情報」については利活用する民間の義務を厳しいままとした。

一方、民間に合わせて「一本化」とすると、特に国家安全保障、治安維持等の分野での個人情報の取得に支

障をきたすおそれがある。そのため法制度としては奇異な「適正な取得」の「ダブルスタンダード（二重基準）」になったと思われる。

これを解消し、官民の不公平を是正するには、ほとんどの都道府県が採用してきたように「要配慮個人情報」の収集禁止を原則とすべきだった。その規定は警察組織を抱える都道府県のほとんどで採用され、問題なく運用される。「併合」したいのなら、保護条例の後退ではなく、保護法の前進で「一本化」すべきだった。

### 上乘せ・横出しの可能性

もちろん官民には大きな違いがあるから、それぞれが負うべき義務に「二重基準」があるのは不可避かもしれない。しかし、他方では「2000個問題」を強調し、国と自治体との「一本化」と「二重基準」解消を唱えてきたこととの整合性が取れるのだろうか。そして、その割を食ったのが自治体であり、その条例によって権利を保障されてきた市民である。

ちなみに、「一本化」の具体的な内容は現段階では不鮮明である。7条

の「基本方針」には「地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項」が盛り込まれる。しかし、改正法が制定直後のため、その内容が未確定である。

そのため以下の内容も仮説の域を出ないが、保護条例の後退をさせないための思考実験をおきたい。たとえば、前述した「二つの原則」は条例や市民の権利保障に不要な規定なのか自問したい。ほとんどの都道府県が採用していることを考えると、不要なはずはない。

仮に今後もしも必要な規定だとすれば、改正法の上乗せ・横出しとして、今後も維持できる道を自治体は探してほしい。それは何よりも市民の権利保障のためであり、創意工夫をして独自の条例を制定し、運用してきた歴史と矜持を守るためである。

「二つの原則」以外にも守るべき条例の規定がある。たとえば、死者の個人情報を対象にしてきたことだ。改正法では旧法と同様に「生存する個人に関する情報」を保護すべき個人情報として定義している。しかし、国に比べて自治体は死者に関わる個人情報取得、保有、利用・提供することが多い。さらに、その開

示を求める請求もあり得る。

ちなみに個人情報保護委員会の質問コーナーでも、死者の個人情報「遺族の個人情報」とみなし、開示請求の対象にし得る余地を認めている。自治体の業務と特性を考えると、改正法の対象外となる「死者の個人情報」を従来どおり対象にすることに特段の支障はない。

また、改正法83条は開示請求等への回答期限を「30日以内」と定めている。これは保護条例の倍近い日数だ。さらに改正法38条は開示実施の手数を徴収できる旨を定めている。これも手数料を実費のみとする保護条例とは大きく異なる点である。こうした請求者の利便性を損なうような保護条例の後退は、市民や議会からの強い反発もあり得る。

現段階で必要なことは、以上のように改正法と保護条例を照らし合わせて、後退の内容を把握することである。その上で、それらの規定の要否を再確認して、基本方針を策定する個人情報保護委員会に対して迅速で、具体的な意見具申をしたい。保護条例の後退を座して待つことは、現行条例の意義を自己否定することに等しい。今こそ歴史の重責を背負いつつ、矜持を見せてほしい。